

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、取得原価が不明なものについては再調達原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券・・・該当なし
- ③ 出資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・該当なし

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として「減価償却資産に係る耐用年数に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算出しています。ただし、リース資産については、当該リース期間を耐用年数とします。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

##### ② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末勤勉手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のものやリース料総額が300万円以下の取引を除く。）については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

##### ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判

断し、資産として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更・・・・・・・・・・該当なし
- (2) 表示方法の変更・・・・・・・・・・該当なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更・・・該当なし

## 3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃・・・・・・・・・・該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更・・・該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正・・・該当なし
- (4) 重大な災害等の発生・・・・・・・・・・該当なし

## 4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況・・・該当なし
- (2) 係争中の訴訟等・・・・・・・・・・・・・・・・・・該当なし

## 5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。  
一般会計及び安達地方地域振興事業特別会計
  - ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異  
差異なし
  - ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（令和 7 年 4 月 1 日～5 月 3 1 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
  - ④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。
  - ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当なし
  - ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額  
繰越明許費（一般会計）3,031 千円
  - ⑦ 過年度修正等に関する事項  
該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

なお、現在該当する資産はありません。

- ② 減価償却累計額

事業用資産	9,192,757 千円
建物	8,976,651 千円
工作物	176,859 千円
船舶	632 千円
その他	38,615 千円
物品	2,060,533 千円

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額。

610,678 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額。  
該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 6,995 千円

業務活動収支（支払利息支出を除く） 470,297 千円

投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く） △463,302 千円

- ② 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりですが、令和 5 年度に一時借入はありませんでした。

一時借入金の限度額 50,000 千円

一時借入金に係る利子額 一千円

- ③ 重要な非資金取引

該当なし